

任意継続被保険者の手引き

長谷工健康保険組合

(2023. 2改訂)

目 次

1. 任意継続被保険者制度とは？	P 1
2. 任意継続被保険者となるためには？	P 1
3. 保険証の送付	P 1
4. 被扶養者について	P 1～2
5. 保険料の算出方法	P 3
6. 保険料の納付方法	P 4～5
7. 保険給付	P 5
8. 任意継続被保険者の権利と義務	P 5
9. 資格の喪失	P 6
10. 加入後の諸手続き	P 6
11. 任意継続Q & A ～よくある質問集～	
《目 次》	P 7
《Q & A》	P 8～13

(長谷工健康保険組合 HP)



(任意継続手続きページ)



(MY HEARTH WEB ログイン)



1. 任意継続被保険者制度とは？

退職などにより被保険者資格を失った方が、資格喪失日（※）から2年間、引き続き被保険者となることができる制度です。

（※）資格喪失日＝退職日の翌日

2. 任意継続被保険者となるためには？

- ・ 被保険者が退職などにより資格を喪失したこと。
- ・ 資格喪失日の前日までに、継続して被保険者期間が2ヶ月以上あること。
- ・ 事業主が負担していた分を含む保険料を全額負担すること。
- ・ 資格喪失日より20日以内に保険者（長谷工健保）へ申出ること。
（20日目が土日祝などの休日にあたる場合は翌営業日までに申出をしてください）

【申出の方法】

資格喪失日より20日以内に、次の①②の書類を保険者（長谷工健保）へ提出し、初回保険料を納付すること。

- ① 任意継続資格取得申請書（長谷工健康保険組合 HP より印刷できます）
 - ② 被保険者・被扶養者の住民票写し（続柄の記載があるもの）原本
- ※納付期限までに納付されなかったときは任意継続できません。

3. 保険証の送付

新しい保険証をご自宅宛に送付します。（対面受取郵便）

* 記号番号が変更になりますので、病院や調剤薬局の窓口でその旨を伝えてください。

* 在職中の保険証をまだお持ちの方は、使用せず速やかに返却してください。

4. 被扶養者について

原則、資格喪失時に認定されていた被扶養家族を継続して認定します。

但し、以下の【被扶養者の範囲】や【被扶養者の認定基準】を満たさなくなる場合は、被扶養者異動届を提出し、被扶養者から削除してください。

(EX) 配偶者が就職し年収が130万円以上が見込まれる、子供が就職した、

子供が結婚し配偶者の被扶養家族になった、離婚した、など

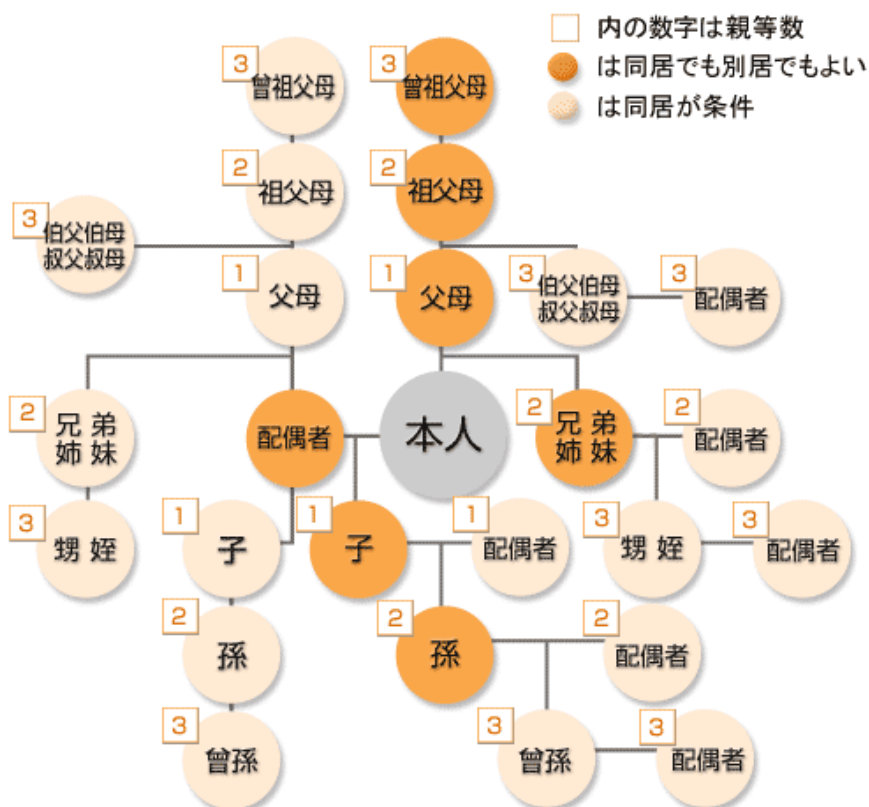
* 新たに扶養家族を申請する場合は、「被扶養者の範囲」に該当するかどうかを確認し、「被扶養者異動届」を提出してください。

扶養削除・認定のための申請書類は長谷工健康保険組合 HP から印刷できます。

（家族の加入について）



【被扶養者の範囲】 三親等内の親族と決められています。



【生計の維持関係が必要】

常態として継続して被保険者がその生計費の半分以上を負担していることにより、その人が生活できていることをいいます。

【被扶養者の認定基準】

- ・ 認定対象者が被保険者と同一の世帯に属する（同居）場合には、認定対象者の年収が130万円未満（60歳以上の場合や障害者の場合は180万円未満）かつ、被保険者の年収の2分の1未満である場合には、原則として被扶養者に該当します。
- ・ 認定対象者が被保険者と同一の世帯に属して（同居して）いない場合には、対象者の年収が130万円未満（60歳以上の場合や障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助（仕送り）に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当します。

5. 保険料の算出方法

保険料は次の（イ）あるいは（ロ）のうちの低い額に保険料率を乗じた金額です。

（イ）「資格喪失時の標準報酬月額」

（ロ）「長谷工健保の全被保険者の平均標準報酬月額」（毎年9/末現在）

② 保険料の見直しについて

平均標準報酬月額および保険料率については、年度ごとに改正する場合があります、**毎年4月に保険料の見直しが行われます。**

（イ）標準報酬月額とは、

健康保険や厚生年金保険では、月単位で保険料を納め、その額は収入に応じて決められます。しかし、給与額は絶えず変動するため、3ヶ月の給与額の平均から段階的な報酬額を定めて計算をします。この報酬額を「標準報酬月額」といい、保険料や保険給付の計算の基礎となります。

（ロ）長谷工健保の全被保険者の平均標準報酬月額とは、

毎年9月末現在で算出され、翌年4月から適用されます。

【介護保険料について】

- ・任意継続加入中に40歳を迎え、介護保険第2号被保険者に該当された方は40歳の誕生日※から新たに介護保険料も併せて納付します。
- ・任意継続加入中に65歳を迎え介護保険第2号被保険者に該当されなくなった方は65歳の誕生日※から、介護保険第1号被保険者となり、任意継続保険料からは介護保険料を徴収せず、一定以上の年金額を受給されている方は年金から天引き、それ以外の方は普通徴収（納付書など）にて市区町村に介護保険料を納付します。

※誕生日が1日の場合は、前月の末日が介護保険第2号被保険者の資格取得日・資格喪失日になります。

《介護保険の特定被保険者について》

被保険者が40歳未満あるいは65歳以上でも、40歳～65歳未満の被扶養者がいる場合は、長谷工健保に被扶養者分の介護保険料を納める必要があります。

*65歳以上の方は、ご本人分の介護保険料を居住地の市区町村へ納付します。

6. 保険料の納付方法

納付方法は以下①～③となります。どの場合も、初回保険料は**指定期日**までに納付してください。2回目以降の保険料については納付期限が異なります。

① 毎月納付

毎月1回、当月1～10日（10日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までの間に納付。
納付期限までに納付されない場合は、納付期限の翌日付で被保険者の資格を喪失します。

② 毎月口座自動振替納付

当月分保険料を前月27日に指定口座から自動振替（27日が金融機関休業日の場合は翌営業日）、収納会社を通じて健康保険組合に納付。

別途指定用紙による手続きが必要です。ご希望の方は健康保険組合へ連絡してください。

口座振替用紙が15日までに健保に到着した場合、翌月の27日より振替開始。

口座振替手数料 180 円+消費税 18 円（税率 10%の場合）を保険料振替時に同時引落し

《事例》

口座振替用紙が5/15までに健保に到着

○振替日 6/27（7月分保険料）→5、6月分保険料は月納

○振替金額 保険料+口座振替手数料 198 円

※残高不足等で引落し出来なかった場合は、健康保険組合にお振込ください。

③ 前納

半年分または1年分の保険料を**指定期日**までに前納（先払い）

※ 前納の場合、年利4分で割引があります（取得月の割引はありません）

※ 前納できる期間と納付期限は、Q&A 5.前納による納付について Q11 を参照

上記①・③を選択する場合の振込指定口座

【振込先】 三井住友信託銀行 日本橋営業部
普通 2104578
長谷工健康保険組合支払余裕金口
(ハセコウケンコウホケンミアイ シライヨウキョウチ)

※保険料は納付期限までに納付を！

納付期限を過ぎますと任意継続保険の資格を喪失しますのでご注意ください。

・納付方法の変更について

次の場合には納付方法を変更することができます。

- ・ 2月に健保から次年度の納付方法を問合せしたとき。
 - ・ 8月に健保から月納（自動振替の方を除く）及び前期分前納の方に対して、後期6ヶ月分の前納案内をした際、前納に変更及び月納に変更を希望されるとき。
 - ・ 「毎月納付」を「毎月自動口座振替納付」に変更するとき。（いつでも可）
- 必要書類を送付しますので健保へご連絡下さい。なお、手続きには2～3ヶ月を要するため、完了までは従前通り月納となります。

7. 保険給付

- ・ 原則として、在職中と同様の保険給付が受けられます。ただし、退職日まで継続して1年以上被保険者であった方が、退職日時点で傷病手当金や出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしている場合を除き、傷病手当金や出産手当金を受けることはできません。
 - ・ 延長傷病手当金付加金は受給できません。
 - ・ 医療費明細・給付金支給明細・ジェネリック医薬品情報は、引き続きMY HEARTH WEBにて確認できます
- 新規登録は長谷工健康保険組合のホームページ内のMY HEARTH WEBバナーをクリック、ログイン画面の【初回登録の方はこちら】から利用登録をしてください。

8. 任意継続被保険者の権利と義務

【権利】

- ・ 原則として、在職中と同じ保険給付を受けることができます。
 - ・ 年1回健康診断(被保険者)、主婦健診(被扶養家族の妻)、特定健診（被扶養家族の妻以外の40歳以上）を受診できます（補助限度額あり）
- また、一定の条件に該当する方は、レディースドック、脳ドックを受診することができます。

***** HASEKO CLINICは利用できません。*****

【義務】

- ・ 納付期限迄に保険料を納付(法164条)
- ・ 扶養家族に増減があったとき、被扶養者異動届の提出（規則第38条）
- ・ 被保険者又は被保険者であった者が、次の給付制限事項に該当しまたは該当しなくなった場合、健康保険組合へ届出（規則第32条第2項）
 - 一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
 - 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- ・ 氏名または住所を変更した場合、変更届を提出（規則第44条）
- ・ 別の健康保険の被保険者となったとき、資格喪失申出書を提出（規則第43条）

9. 資格の喪失

次のいずれかに該当した場合、資格を喪失します。 ※()内は資格を喪失する日

- ① 任意継続被保険者となって2年が経過した時（その翌日）
- ② 後期高齢者医療制度に加入するとき（75歳の誕生日当日）
- ③ 再就職等により、他の健康保険組合や共済組合などの被保険者・組合員となったとき（就職日当日）
- ④ 任意脱退の申出をした月の末日が到来したとき（その翌日）
- ⑤ 被保険者（本人）が死亡したとき（その翌日）
- ⑥ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき（その翌日）

但し、天災地変、交通・通信関係の障害など、納付の遅延について正当な理由と健保が認めた場合を除く

※②～⑥の場合は、任意継続期間中でも資格を失うこととなります。

※①、②の場合は、資格喪失に必要な書類を送付します。

※③、④、⑤、⑥の場合は、速やかにご連絡下さい。

・後期高齢者になられる方について

後期高齢者医療広域連合から後期高齢被保険者証が送付されます。

75歳の誕生日以降に長谷工健康保険組合の任意継続被保険者証を健保に返却してください。

また、上記の方の被扶養者で後期高齢者に該当されていない方は、他の医療保険者に加入手続きをしてください。

・前納保険料の還付について

保険料を前納した期間の途中で任意継続被保険者の資格を喪失した場合は、その月以降の保険料は還付されます。

10. 加入後の諸手続き

下記の事項に該当される場合は速やかにご連絡・お手続きください。

（各申請書類は長谷工健康保険組合HPから印刷できます）

- ・ 氏名、住所、電話番号、振込先を変更する場合 ⇒ 「氏名・住所・銀行口座変更届」の提出（氏名変更時は被保険者証の添付必要）
- ・ 被保険者証を紛失した場合 ⇒ 「被保険者証滅失届」と「被保険者証再交付願」の提出
- ・ 就職して別の健康保険に加入した場合
⇒ 「任意継続被保険者資格喪失申出書」、「就職先の被保険者証の写し」の提出、「長谷工健保の被保険者証」を返却
- ・ 任意継続中に被扶養者が扶養から外れる場合
⇒ 「被扶養者異動届」の提出、当該被扶養者の「被保険者証」の返却
- ・ その他、ご連絡をいただきたい事項 ⇒ 限度額適用認定証の継続発行など。

以上

1 1. 任意継続Q&A ～よくある質問集～ 《目次》

1. 退職後の健康保険について …… P 8

- Q 1. 「退職後の健康保険」について、どのような加入方法がありますか？
- Q 2. 任意継続の保険料と国民健康保険の保険料に違いはありますか？

2. 任意継続の加入手続きについて …… P 8

- Q 3. 任意継続の手続きを知らず、申出期限である資格喪失日（退職日の翌日）から20日を過ぎてしまいました。今からでも申請できますか？
- Q 4. 任意継続の保険証が届く前に医療機関を受診する場合どうすればよいのでしょうか？

3. 加入期間について …… P 9

- Q 5. 任意継続は必ず2年間加入しなければいけないのですか？
- Q 6. 国民健康保険または家族の扶養に入りたいのですが、任意継続を途中で脱退する事は出来ますか？

4. 保険料について …… P 9～10

- Q 7. 月の途中で退職し任意継続の手続きをした場合、任意継続の保険料はいつから必要ですか？ また、保険料は日割り計算ですか？
- Q 8. 加入期間の途中で保険料が変わる場合はどのようなときですか？
- Q 9. 確定申告で保険料の納付証明書や医療費明細が必要です。どうすればよいですか？
- Q 10. 保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？

5. 前納による納付について …… P 10～11

- Q 11. 前納できる期間と納付期限はどうなっていますか？
- Q 12. 前納保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？
- Q 13. 保険料を前納した期間の途中で、就職して健康保険の資格を取得した場合、重複した保険料はどうなりますか？
- Q 14. 任意継続被保険者資格取得申請書を提出した際に前納による保険料納付を申込みましたが、次回の前納期間まで前納できませんという連絡がありました。なぜでしょうか？

6. 口座自動振替による保険料の納付について …… P 11

- Q 15. 都合により、口座振替を辞めるにはどうすればいいのでしょうか？

7. 資格の喪失について …… P 11～12

- Q 16. 再就職が決まりました。任意継続をやめる手続きを教えてください。
- Q 17. 任意継続している被保険者本人が亡くなったのですが、どうすればいいですか？
- Q 18. ○月で2年の期間が満了します。何か手続きは必要ですか？

8. その他の手続きについて …… P 13

- Q 19. 資格喪失後に被保険者証を使うと、どうなりますか？
- Q 20. 任意継続被保険者となった場合、保険証は変わりますか？
- Q 21. 住所・氏名・扶養家族などの変更がありました。どうすればいいですか？
- Q 22. 年間の医療費明細は送ってもらえますか？

1. 退職後の健康保険について

Q 1. 「退職後の健康保険」について、どのような加入方法がありますか？

A 1. 健康保険については、以下のいずれかに加入する必要があります。
手続き方法はそれぞれの機関にお尋ねください。

1. 再就職先の健康保険 就職先の担当部門
2. 任意継続健康保険 加入していた健康保険の保険者(長谷工健保)
3. 国民健康保険 お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口
4. ご家族の健康保険(被扶養者) ご家族が加入する健康保険組合

Q 2. 任意継続の保険料と国民健康保険の保険料に違いはありますか？

A 2. ○任意継続の保険料は、

- ・ 退職時の標準報酬月額に基づいて決定されます。
- ・ 扶養家族の方の保険料はかかりません。

○国民健康保険の保険料は、

- ・ 前年の所得などに応じて決定されます。
- ・ 国民健康保険の世帯人員数に応じて決定されます。
- ・ 保険料の減免制度があります。

市区町村によって保険料の算定方法が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

2. 任意継続の加入手続きについて

Q 3. 任意継続の手続きを知らず、申出期限である資格喪失日(退職日の翌日)から20日を過ぎてしまいました。今からでも申請できますか？

A 3. できません。提出期限「資格喪失(退職日の翌日)から20日以内」を経過したときは、当組合が「正当な事由」(天災地変、交通、通信関係の障害などによって法定期間内に届出ができなかった場合)があると認めた場合以外は申請できません。

Q 4. 任意継続の保険証が届く前に医療機関を受診する場合どうすればよいでしょうか？

A 4. 任意継続の手続中で保険証を医療機関の窓口提出できないときは、一旦全額負担となりますが、同月内に医療機関に保険証を持参すれば返金されます。

月を超えた場合は、療養費として健保へ請求することができます。

※任意継続の資格取得日は、退職日の翌日になります。空白期間はありませぬのでご安心ください。

3. 加入期間について

Q 5. 任意継続は必ず2年間加入しなければいけませんか？

A 5. 必ず2年間加入しなければいけないという事ではありません。

また、つぎの事由のときは資格喪失となります。

- ① 保険料を納付期限（毎月10日）までに納付しなかったとき
- ② 就職して健保に加入、新しい保険証を取得したとき
- ③ 任意継続した本人が死亡したとき
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑤ 喪失の申し出をした時（申出月の翌月1日付で喪失）

Q 6. 国民健康保険または家族の扶養に入りたいのですが、任意継続を途中で脱退する事は出来ますか？

A 6. 申し出により、申出月の翌月1日付で喪失が可能です

「健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書」を次のものと一緒にご送付ください
(申請書類は長谷工健康保険組合HPから印刷できます)

【返却いただくもの】

- ◎健康保険証（本人・被扶養者分とも）
- 限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病受療証（お持ちの方のみ）

手続後、「資格喪失証明書」を発行いたしますので、国民健康保険またはご家族の加入する健康保険組合へ切り替え手続きを行ってください。

4. 保険料について

Q 7. 月の途中で退職し任意継続の手続きをした場合、任意継続の保険料はいつからかかりますか？ また、保険料は日割り計算ですか？

A 7. 任意継続は加入した月（退職日の翌日が属する月）から必要となります。

また、保険料は月単位で計算されるため、日割計算はしません。

任意継続の加入が月初でも月末でも1カ月分の保険料を納める必要があります。

《事例》

- 3月31日退職・4月1日任意継続加入 → 4月分から納付
- 4月29日退職・4月30日任意継続加入 → 4月分から納付

Q 8. 加入期間の途中で保険料が変わる場合はどのようなときですか？

A 8. 保険料は次の場合に変更になります。

1. 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合
2. 任意継続加入中に65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合
3. 健康保険料率や介護保険料率に変更された場合
4. 9/末現在の平均標準報酬月額が変更された場合（保険料が変更しない方もいます）

Q 9. 確定申告で保険料の納付証明書や医療費明細が必要です。どうすればよいですか？

A 9. 納付いただいた保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

納付時の振込の控えが保険料の納付証明書になります。紛失した場合は健康保険組合にご連絡いただければ納付証明書を発行いたします。

医療費明細・給付金支給明細は引き続きMY HEARTH WEBにて確認・印刷できます。

確定申告の医療費控除に必要な〔電子申告（e-Tax）用のXMLデータで出力〕又は〔書面申告用の紙通知書発行・送付の申込み〕によって、発行依頼することも可能です。

Q 10. 保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？

A 10. 保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、納付期限の翌日に任意継続被保険者の資格を喪失します。

ただし、天災地変、交通・通信関係の障害など、納付の遅延について正当な理由があると認められたとき（保険者が認めたとき）はこの限りではありません。

また、初回保険料を正当な理由なく納付期限までに納付されなかった場合は、任意継続被保険者にならなかったものとして取り扱います。

※「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」に必要事項を記入の上、次のものと一緒にご返送ください。（申出書は長谷工健康保険組合HPから印刷できます）

【返却いただくもの】

- ・健康保険証（本人・被扶養者分とも）
- ・限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病受療証（お持ちの方のみ）

手続後、「資格喪失証明書」を発行いたしますので、国民健康保険などへの切り替えを行ってください。

5. 前納による納付について

Q 11. 前納できる期間と納付期限はどうなっていますか？

A 11. 次の通りです。（取得時の初回保険料は除く）

《前納できる期間と納付期限》

『前期分』 4月分～9月分 ……………納付期限 3/末日

『後期分』 10月分から翌年3月分……………納付期限 9/末日

『1年分』 4月分から翌3年月分……………納付期限 3/末日

但し、前納期間の途中で任意継続の資格を取得した場合は、資格取得月の翌月以降9月または翌年3月までの期間の保険料を前納することができます。

資格取得月の翌月以降に前納の申し込みをした場合、前納期間の途中となるため、その期間中は前納できません。但し、次回の前納期間からは前納できます。

Q 1 2. 前納保険料を納付期限までに納め忘れたのですが、どうなりますか？

A 1 2. 前納保険料を納付期限までに納付されなかった場合は、前納の申込みをされなかったものとして取り扱います。納付方法は自動的に月納扱いになりますので、保険料は毎月1日～10日までに納付してください。

Q 1 3. 保険料を前納した期間の途中で就職して他の健康保険の資格を取得した場合、重複した保険料はどうなりますか？

A 1 3. 任意継続の資格喪失後、健保組合より還付請求書を送付します。還付請求書をご提出していただくことによって、就職先の資格取得月以降の保険料は返還致します。

※ ただし、任意継続の資格を取得した日と、就職して任意継続の資格を喪失した日が同月の場合は、1カ月分の保険料が必要となりますので保険料の返還はありません。

Q 1 4. 任意継続被保険者資格取得申請書を提出した際に前納による保険料納付を申込みしましたが、次回の前納期間まで前納できませんという連絡がありました。なぜでしょうか？

A 1 4. 年度途中で任意継続被保険者となった場合、資格を取得した月の翌月分からの前納保険料は、資格を取得した月の月末までに納付しなければなりません。申請や保険料納付時期によっては、前納の申出に添えないことがありますのでご了承ください。

次回の前納期間の案内は次のとおりです。

- ・「2月に次年度納付方法をお問い合わせする」とき ⇒ 4月分から前納可能
- ・「8月に前納案内する」とき ⇒ 10月分から前納可能

6. 口座自動振替による保険料の納付について

Q 1 5. 都合により、口座振替をやめるにはどうすればいいでしょうか？

A 1 5. 10日までに健保組合にご連絡いただければ、翌月分保険料（当月27日振替）の振替停止が可能になります。就職等で資格喪失することが予め決まっている場合には、喪失月の前月10日までにご連絡下さい。

7. 資格の喪失について

Q 1 6. 再就職が決まりました。任意継続をやめる手続きを教えてください。

A 1 6. 「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」に必要事項を記入し、送付してください。（資格喪失申出書は長谷工健康保険組合 HP から印刷できます）

【一緒に送付いただくもの】

- ・健康保険証（本人・被扶養者分とも）
- ・限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病受療証（お持ちの方のみ）

・新しい保険証のコピー

なお、保険料に還付が生じた場合は「保険料還付請求書」を送付いたします。必要事項をご記入の上、ご返送願います。手続き後、指定口座へ還付金をお振込いたします。

Q 17. 任意継続している被保険者本人が亡くなったのですが、どうすればいいですか？

A 17. 被保険者ご本人が死亡したときは、ご逝去の翌日付で資格喪失となり、お手続きが必要です。手続きその1の申請書及び手続きその2の請求書を送付致します。

【手続きその1】 「健康保険任意継続被保険者資格喪失申し出書」の提出

【一緒に返却いただくもの】

- ・健康保険証（本人・被扶養者分とも）
- ・限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病受療証（お持ちの方のみ）

扶養家族の方は、手続き完了後、健保組合より「資格喪失証明書」を送付いたしますので、国民健康保険など他の健康保険への加入手続きをしてください。

なお、保険料の還付がある場合は、喪失証明書と併せて保険料還付請求書を同封いたします。必要事項をご記入の上、ご返送願います。ご提出後、指定口座へ還付金をお振込いたします。

【手続きその2】 「健康保険被保険者埋葬料(費)請求書」の提出

<申請いただく方が被扶養者として認定されている場合>

- ・埋葬料の請求
(添付書類) …①被保険者の死亡が確認できる書類（死亡診断書コピー）
②金融機関口座番号等確認書

<申請いただく方が被扶養者として認定されていない場合>

- ・埋葬費の請求
(添付書類) ①被保険者の死亡が確認できる書類（死亡診断書コピー）
②埋葬にかかった費用の領収証
*埋葬にかかった費用：霊柩車代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼など
③申請者と任意継続被保険者との間柄が確認できる住民票または戸籍謄本等
④金融機関口座番号等確認書

※被扶養者が死亡したときは被扶養者異動届の申請が必要です。また埋葬料の請求ができます。

Q 18. 〇月で2年の期間が満了します。何か手続きは必要ですか？

A 18. 健保より喪失日の約1ヶ月前に「健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書」を送付いたしますので、必要事項を記入の上、以下のものと一緒にご返送ください。手続後、「資格喪失証明書」を送付しますので、国民健康保険など他の健康保険へ加入する手続きをしてください。

【返却いただくもの】

- ・健康保険証（本人・被扶養者分とも）
- ・限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病受療証（お持ちの方のみ）

8. その他の手続きについて

Q 1 9. 資格喪失後に被保険者証を使うと、どうなりますか？

A 1 9. 資格喪失後に被保険者証を誤って医療機関の窓口に提示した場合は、健保組合が負担した医療費（総医療費の7～8割）を後日、ご返還いただくことになります。
また、資格喪失後に被扶養者の方が被保険者証を使用された場合も同様です。

Q 2 0. 任意継続被保険者となった場合、保険証は変わりますか？

A 2 0. 変わります。任意継続の新しい記号・番号の保険証が発行されますので、
在職時にお使いの保険証は退職の際、人事部へご返却ください。

Q 2 1. 氏名・住所・扶養家族に変更がありました。どうすればいいですか？

A 2 1. 「氏名・住所・銀行口座変更届」や「被扶養者異動届」に必要な事項を記入して健保組合へ送付して下さい。（申請書類は長谷工健康保険組合 HP から印刷できます）
氏名変更の場合は被保険者証の添付が必要です。（住所・銀行口座変更は添付不要）
扶養家族が扶養から外れる場合、該当の方の被保険者証を返却してください。

Q 2 2. 年間の医療費明細は送ってもらえますか？

A 2 2. 医療費明細・給付金支給明細・ジェネリック医薬品情報は、引き続き MY HEARTH WEBにて確認・印刷できます。

新規登録の場合は、長谷工健康保険組合ホームページ内の MY HEARTH WEB バナーをクリック、ログイン画面の【初回登録の方はこちら】から利用登録をしてください。

（長谷工健康保険組合 HP）



（任意継続手続きページ）



（MY HEARTH WEB ログイン）



※※※ 健康保険組合からのお願い ※※※

健康保険被保険者証は公共機関などにおいて、本人確認の身分証としても扱われている大切なものです。紛失や盗難などには十分気をつけてください。また、他人との健康保険証の貸し借りによる不正使用は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。取り扱いには十分にご注意ください。